

特集：体制転換・体制変動に伴う、損害賠償制度の変容

ロシアのマスメディアによる名誉毀損に対する損害賠償

阿曾 正浩

はじめに

ソ連では、ペレストロイカの時期に、マスメディアはかなり自由に活動できるようになったが、それゆえに、市民に対して権利を侵害する現象も見られるようになった。ソ連崩壊後のロシアでも、マスメディアは、一方で、新興財閥や国家機関からの干渉を受けると同時に、他方で、名誉毀損やプライバシー侵害で訴えられることも多くなった。本稿は、ロシアのマスメディアを被告とする名誉毀損訴訟における精神的損害賠償制度に対象を限定し、次の2つの課題を設定する。

第1の課題は、ロシア史において、名誉毀損に対する損害賠償制度の転換と社会体制の転換との間に、どのような関係があったのかを考えることである。かつて、大江泰一郎は、ソ連の慰謝料制度史を検討する際、その比較対象である西欧の制度史を、次のようにまとめていた。「西欧（とくに大陸）における慰謝料制度の形成史を、かりにいま、不法行為制度がまず民事責任と刑事責任との未分化状態から脱し、しだいに刑罰的性格を払拭して損害賠償の性格を強めていくなかで、やがて財産的損害の賠償全体から精神的損害賠償が——一般的な賠償とは区別された『満足』(Genugtuung ; satisfaction) の概念をしばしば媒介として——分離され、相対的に自立的な制度として成型されてゆく過程、と把握しうる…」(大江、53頁)。さらに、西欧では、身体的人格権だけでなく精神的人格権に対する侵害にも賠償制度を拡大し、確立した慰謝料制度に再び予防的制裁の効果も期待するようになったと補足してもよいであろう。第1の課題では、この形成史モデルを参照して、ロシアの名誉毀損に対する慰謝料制度史を社会体制との関係から考える。

第2の課題は、体制転換後のロシアの名誉毀損に対する損害賠償制度が、どのような機能を主に果たしているのかを明らかにすることである。精神的損害に対する救済措置としては、主として金銭賠償（とくに慰謝料）があげられるが、名誉毀損の場合には、謝罪などの原状回復もある。かつて、宇田川幸則は、中国の精神的損害に対する金銭賠償肯定論の学説を整理した上で、その機能を次のようにまとめていた。「このように、精神的損害に対する金銭賠償は『補償』という補償機能、『撫恤』という満足機能、『制裁』という懲罰機能を兼ね揃えたものであると一般に考えられている」(宇田川(1)、118頁)。第2の課題では、この機能モデルを参照して、現在のロシアの名誉毀損に対する損害賠償制度の機能に焦点をあてることにする。

1 名誉毀損に対する損害賠償制度の変容

(1) 帝政ロシア—謝罪から慰謝料へ

ロシアで、名誉毀損による損害に対する救済措置として初めて登場したのは、慰謝料ではなく、謝罪であった。18世紀初めのピョートル1世の法令により、将官が名誉を侮辱された場合、決闘(デュэль)の代わりに謝罪を表明するという規範が導入された。エカテリーナ2世の時代になると、1787年4月21日の決闘(поединок)に関する詔勅で、侮辱者が謝罪せねばならない非行のリストが拡大された(Будякова, с. 105)。

ロシアにおいて名誉毀損に金銭賠償が登場するのは、19世紀中頃である。1845年の刑罰矯正罰法典2013条で、口頭での侮辱に対する責任として、謝罪だけでは侮辱された者にとって不十分な場合、補充的措置として、金銭賠償が認められた(Будякова, с. 105)。1851年には、ロシア帝国法律大全に、被害者が加害者に名誉毀損料(бесчестие)を請求する権利を認める制度が導入された。ただし、これは、被害者にとって刑罰を請求する権利と選択的に競合するもので、当時、農民が名誉毀損料を、教養市民が刑罰を請求するのが通例だった。この制度は、私的制裁に近く、民事責任と刑事責任が未分化の時代の産物であった。学説主流派は、この制度に消極的ないし否定的であった。否定派は、一方で、初期の慰謝料が担った制裁機能を古いと批判しつつ、他方で、精神的損害を等価的補填の論理で金銭賠償することが倫理に反すると批判した(大江、52-53頁)。

この過渡期の慰謝料制度の近代化を試みたのが、1905年の新民法典草案であった。そこでは、名誉毀損料請求権と刑罰請求権との選択的競合を廃止して、民事責任と刑事責任の分化を徹底することを提案していた。民法典草案支持派は、金銭は補償とはなりえないが、民法上唯一可能な「満足」の方法であるとし、ベリャーツキンも、慰謝料は自立的な個人の発展と強化に資するとして、「満足」概念を軸に制度拡充論を展開した(大江、53-54頁)。しかし、この試みは、結実することなく挫折し、最初の体制転換、ロシア10月革命を迎えることになる。

(2) ソヴィエト期1—慰謝料制度死滅論

1922年のロシア共和国民法典は、慰謝料制度を明示的に排除したわけではなく、民法典編纂者の編集するコメンタールでは、非財産的損害の賠償の可能性を認めさせた。しかし、1920年代以降の裁判例と学説は、大勢として、慰謝料制度をソヴィエト的原則に反するものと見なしていた。当時、慰謝料請求の訴えがしばしば裁判所に提起されていたが、裁判所はこれらを認めなかった。また、学説の主流は、慰謝料制度は個人主義的=等価的原理に立脚するもので、いずれ消滅すると主張していた。これは、慰謝料を精神的損害の等価的補填と把握する点では、帝政期の反対論と認識枠組みは同一であった(大江、54-55頁)。

ただ、少数ながら慰謝料制度復活論もあった。20年代の復活論は、革命前の満足概念に基づく慰謝料制度拡充の試みを新しい条件の下で引き継ごうとするものであった。しかし、当時支配的であった不法行為制度のソヴィエト的原理の前では、実現の前提を欠いていた(大江、56-57頁)。

その後、社会主義民法学においては、慰謝料に対する態度の違いこそが、社会主義法とブルジョア法の不法行為制度の原理的対抗の好例をなすとする立場が通説化されていく(大江、58頁)。

一方、1939年にソ連民法典の不法行為制度部分に関する構想を提起したアガルコフや、1950年代後半に人格権の尊重を主張したヨッフエでさえも、名誉毀損に対する慰謝料については否定していた（大江、57頁；稲子、43頁）。ここに、主流派はもとより、非主流派にあっても、名誉を金銭で換算するという等価的補填原理への根強い心理的抵抗を見ることができる。

（3）ソヴィエト期2—原状回復制度の導入

1961年に、ソ連民事立法の基礎が制定され、その7条で、市民または団体の名誉と尊厳の保護が規定された。1964年には、ロシア共和国民法典でも、同様に規定された。この新制度の特徴は、第1に、救済措置を取消（опровержение）のみとし、慰謝料制度を否定して、原状回復機能に特化したことである。第2は、一般的なソヴィエト法原理とは異なり、無過失責任主義を採用し、名誉を毀損された者を広範に保護しようとしたことである。

この背景には、フルシチョフ改革期の2つの構成要素があったと、クルーグは指摘する。個人主義の弾効に満ちているコミュニン・エートスと個人の権利を保護しようとする社会主義的合法性との合成を反映して、制限された人格権保護制度になったと分析する（Krug, 1, p. 867）。

この新制度の制定後、学説では、従来の通説を批判する者が登場した。シミーノワは、非財産的損害に対して満足を与えることの公正さを唱え、マレーインは、被害結果の金銭的な評価可能性への絶対的帰依からの解放と予防的＝抑制的機能の意義を説いた（大江、61頁；直川、92-97頁）。それでも、名誉毀損に対する慰謝料までも提案しているわけではなかった。

（4）ペレストロイカ期—慰謝料制度の導入

ソヴィエト史上初めて名誉毀損に慰謝料制度の導入を提案したのは、1989年のソ連出版法案であった。それは、市民の名誉と尊厳の毀損への損害賠償額を、5万ルーブル以下とする案であった。しかし、5万ルーブルは、当時の平均賃金200ヶ月分に相当するため、全人民的討議では高額すぎるとの批判が相次ぎ、結局、賠償額は裁判で決めるという案に代えられた。注目すべきことは、法案討議の過程で、賠償額が高すぎるという意見は多かったが、慰謝料制度自体に反対する意見は、ジャーナリスト以外から出なかったということである。翌1990年、ソ連出版法が制定され、金銭賠償のほかに、原状回復措置として、取消と反論（ответ）も規定された。これにともない、同日、ソ連民事立法の基礎の7条も改正されたが、なぜか慰謝料規定は盛り込まれなかった。

当時、名誉毀損に慰謝料制度を導入する嚆矢となったのが、出版法だったことには理由があった。ゴルバチョフのグラスノスチ政策の下でマスメディアの自由化が予想以上に進行し、保守派はもとより、ゴルバチョフ指導部も、対策の必要を感じていた。そこで、高額な慰謝料制度を導入することで、マスメディアを規制できると考えたのである。この点は、立場の違う2人が同じ指摘をしていることから、裏付けることができる。法案の公式案を推進したシャフナザーロフ党書記長補佐は、慰謝料規定が必要だったのは「情熱的すぎるペンを冷やすことが必要であるから」と、後のインタビューで率直に答えていた（Шахназаров, с. 8）。また、公式案に対抗した対案の起草者の一人であるフェドートフは、この法制度を「プレスとの闘争手段の武器庫（арсенал）」、「反メディア的傾向」と評価していた（Федотов, с. 471）。人格権擁護派（改革派）

はもとより、メディア規制派（保守派、中間派）も慰謝料制度を支持し、メディア自由派（改革派）が孤立する状況では、この制度を難なく導入できたのであろう。すると、同日改正されたソ連民事立法の基礎に、慰謝料規定が盛り込まれなかった理由も想像できる。マスメディア規制という点では、同床異夢であった人々の中にも、マスメディアに限らず一般的に名誉毀損に対する慰謝料制度を民法に導入することには、保守派や中間派など抵抗ある人々がまだいたということであろう。

しかし、この頃から、社会主義イデオロギーの正統性は急速に崩れ始めた。1991年3月、ソ連最高裁判所の総会決定4号で、名誉毀損の定義から、「社会主義的共同生活の法規と共産主義的道德の原理」の文言を削除した。そして、5月31日、ソ連民事立法の基礎が全面改正され、7条6項でついに金銭賠償が盛り込まれた。この時点で、立法者にとっても、名誉毀損に慰謝料を支払うことへの心理的抵抗がようやく弱まったのであろうか。また、ロシアでも、独自のマスメディア法が制定され、62条で市民の名誉と尊厳が規定された。

（5）ロシア連邦—慰謝料制度の「定着」

ロシア連邦では、ソ連崩壊前後に、個別の法令を制定する際に、精神的損害賠償規定を設けるという動きが続いていた¹。名誉毀損制度については、その裁判実務を統一させるため、1992年、最高裁判所は、総会決定11号で、関係法令の解釈と適用の指針を出した（Постановление, 1992）。1994年10月には、ロシア民法典第1部が制定され、152条で、慰謝料を含む「市民の名誉、尊厳および業務上の信用の保護、法人の業務上の信用の保護」を規定した。これは、旧民法典7条と基本的に同じ制度であった。新民法典に対応させるため、1994年12月には、最高裁判所総会決定10号で、精神的損害賠償の法令適用の指針を出した（Постановление, 1994）。その後、この2つの総会決定が部分的に改正されながら、制度は維持されてきた。

これに転機をもたらしたのが、2005年の最高裁判所総会決定3号である。これは、欧州人権条約に加盟したロシアで、名誉毀損制度を欧州基準に対応させるために、1992年の総会決定を失効させ、新しい指針を採択したものである（Постановление, 2005）。この決定を、欧州のある人権団体は、次のように評価していた。「それは、ロシアの実務を、欧州評議会の基準と一致させようとする、歓迎すべき試みである。しかしながら、同時に、それは、欧州人権裁判所の判例で強調された、一定の重要な名誉毀損の論点に注意を向けそこなっている」（ARTICLE 19, p. 46）。現在のロシアには、欧米からの自由民主政の圧力と国内からの「主権民主政」の抗力という2つの大きな力が作用しているが、名誉毀損制度もこれらの動きと無縁ではないだろう。

ロシアにおける名誉毀損に対する慰謝料制度の歴史を振り返ると、帝政ロシア時代に過渡的な制度が導入され、近代化される前に、社会主義時代に否定され、資本主義への体制転換期に再導入されたように見える。ロシアも、社会主義という長い迂回を経ながらも、西欧の後を追いかけているかのように見える。それでは、慰謝料制度はブルジョア社会に固有の社会諸関係の物象化の典型例であるというソヴィエト的通説は正しかったことになるのであろうか。しかし、この制度の機能に着目するとき、これまでとは違った側面が見えてくるはずである。

2 名誉毀損に対する損害賠償制度の現状

(1) 制度の実像

最高裁判所の司法統計では、名誉毀損にまで限定したデータが公表されていない。2002年9月に、一部の事件の管轄が仲裁裁判所に移管してから、最高仲裁裁判所が、訴訟件数を公表しているだけである。そこで、最高裁判所のデータを引用している研究を利用する。ただ、その数値は2001年までのものなので、包括的ではないが、「グラスノスチ擁護財団」のモニタリング調査²と、「ARTICLE 19」のロシアの名誉毀損訴訟に関する報告書³で補足することにする。

表1のように、マスメディアに対する名誉毀損訴訟は、ソ連崩壊後、急速に増加し、2000年には5000件を超えた（Федотов, с. 464）。別の論文によると、2002年は5440件、2003年は5057件となっている（Погепенко, 2004）。5000件を超えていることは間違いなさそうである⁴。

表1によると、1990年こそ請求を棄却した比率がやや高いが、それ以降は、だいたい同じような比率で推移している。1990年から2001年までの12年間の平均は、全訴訟に対する請求の認容率が36.4%、棄却率が17.7%、その他和解等の比率が45.9%となっている。これを、和解等を除いた終局判決比で見ると、認容67.3%、棄却32.7%となる。一方、表2のグラスノスチ擁護財団のデータでも、認容率、棄却率に、それほど大きな違いはない。全訴訟件数のうち、認容、棄却、和解等は2対1対3であり、終局判決比でも、認容対棄却は2対1であると言えよう⁵。

表1 マスメディアに対する名誉毀損訴訟 1990年-2001年(司法統計)

年	訴訟終了	終局判決	認容	棄却	和解等	認容 % (対訴訟比)	棄却 % (対訴訟比)	和解等 % (対訴訟比)	認容 % (対判決比)	棄却 % (対判決比)
1990	1140	726	435	291	414	38.2	25.5	36.3	59.9	40.1
1991	1029	586	391	195	443	38.0	19.0	43.0	66.7	33.3
1992	1442	773	548	225	669	38.0	15.6	46.4	70.9	29.1
1993	1502	809	555	254	693	37.0	16.9	46.1	68.6	31.4
1994	1793	978	616	362	815	34.4	20.2	45.4	63.0	37.0
1995	2827	1505	944	561	1322	33.4	19.8	46.8	62.7	37.3
1996	3472	1725	1136	589	1747	32.7	17.0	50.3	65.9	34.1
1997	3928	2054	1321	733	1874	33.6	18.7	47.7	64.3	35.7
1998	4158	2308	1571	737	1850	37.8	17.7	44.5	68.1	31.9
1999	4235	2374	1548	826	1861	36.6	19.5	43.9	65.2	34.8
2000	5197	2695	2011	684	2502	38.7	13.2	48.1	74.6	25.4
2001	5499	3074	2113	961	2425	38.4	17.5	44.1	68.7	31.3
計	36222	19607	13189	6418	16615	36.4	17.7	45.9	67.3	32.7

出典:Федотов, с.464.

太字は出典文献が引用する最高裁判所のデータで、他のデータはそこから筆者が加工したものである。

表2 マスメディアに対する名誉毀損訴訟 2004年-2007年(団体調査)

年	提訴	審理	認容	棄却	和解等	認容率 % (対提訴比)	棄却率 % (対提訴比)	和解等比 % (対提訴比)	認容率 % (対審理比)	棄却率 % (対審理比)
2004	373	168	115	53	205	30.8	14.2	55.0	68.5	31.5
2005	382	203	161	42	179	42.1	11.0	46.9	79.3	20.7
2006	299	131	80	51	168	26.8	17.1	56.1	61.1	38.9
2007	220	124	64	60	96	29.1	27.3	43.6	51.6	48.4
計	1274	626	420	206	648	33.0	16.2	50.8	67.1	32.9

出典:ФЗГ:Фонд Защита Гласности, Материалы мониторинга.

太字は出典文献からのデータで、他のデータはそこから筆者が加工したものである。

グラスノスチ擁護財団によると、名誉毀損訴訟は、民事事件の中で、破棄または変更された判決数が最大であり、その判決の30-40%は、正当性に疑問があるという。1審判決は、十分な理由がなくても、原告の請求を認める場合が多く、裁判所は、反論掲載を義務づけるかわりに、安易に損害賠償と謝罪を要求しているというのである（Ф3Г, 2001）。

（２）制度の特徴

①事実と意見の同一視

1994年、モスクワで、ファシスト裁判が始まった。ガイダール元第1副首相が、5月17日の「イズヴェスチヤ」紙で、ジリノフスキー自由民主党党首を、「ファシスト的ポピュリスト」、「ロシアで最もポピュラーなファシスト」と評した。これに対して、ジリノフスキーが、名誉毀損として、ガイダールと同紙に2500万ルーブル（約1万2500ドル相当）の賠償を請求した。被告は、問題の論説は、事実の陳述ではなく、政治的論評であると主張したが、1審の地区裁判所は、この論法を退け、問題の陳述を虚偽と認定し、100万ルーブル（約500ドル相当）の賠償を命じた。2審の市裁判所も、原判決を支持した。そこで、連邦検事次長が、問題の論説は憲法で保障されている自由な表現の行使であると異議申立てをしたが、最高裁判所民事部は、これを棄却したのである（Krug, 1, pp. 859-860）。

この訴訟は、旧民法の名誉毀損条項をめぐる争いではあったが、新民法の下でも、「論評（意見）も損害賠償の対象か」という議論を呼んだ。大統領府、最高裁判所、司法省の合同機関誌である『ロシア司法』誌上で、多数の肯定説と少数の否定説との間で、論争が繰り広げられた。まず、ペルミ州内務局法務部のポリャコフ部長は、ペルミ州で起きた名誉毀損訴訟を実例に、事実と意見の同一視が、科学、文学、芸術を司法の統制下に置くことになると問題提起した（Поляков, c. 49）。これには、国立モスクワ法アカデミーのエルデレフスキー准教授のように、民法152条1項が適用できるのは、情報の内容が事実の評価を反映した意見ではなく、事実の伝達である場合に対してだけであるとして、否定説を支持する者もいた（Эрделевский, 1997, c. 17）。しかし、多くは、ポリャコフを批判する肯定説であった。例えば、ハバロフスク経済と法アカデミーのグロース教授は、民法152条の手続きで、裁判所では、事実に性格の情報だけでなく、意見も争うことができると主張した（Грось, c. 21）。この多数派を支えていたのは、マスメディアの権利に関する第1回米ロ会議で、ロシア最高裁判所のクヌィシェフ裁判官が発言した、次のような考えであった。「裁判官たちは、ジャーナリストによって掲載される資料に関して、自らの個人的意見を述べるジャーナリストの無条件の権利を認めつつ、著者の個人的な判断および評価が、具体的な情報に基づかねばならないだけでなく、この場合、原告の名誉と名声を毀損してはならないということに、完全に根拠を持って立脚している」（Кнышев）。しかし、クラスノダール地方裁判所のポターベンコ裁判官は、「もし誰かの意見の正しさが裁判手続きで決められるなら、これは、人の自由な自己決定に対する国家の強制的な作用以外の何ものでもないだろう」と主張して、事実の確定と評価の判断との境界を線引きした欧州人権裁判所の判決を引用し、意見の争いは、損害賠償ではなく、取消しや反論の手続きをとるべきだと提案した（Потапенко, 2001, c. 29）。

この論争に結着をつけたのは、最高裁判所自身であった。2005年総会決定で、表現の自由を規

定している欧州人権条約10条とロシア憲法29条を引用しつつ、「真実に合致していることを検証できる事実に関する主張と、民法152条の手続きによる裁判の保護の対象とはならない評価の判断、意見、信念とを区別すべきである」と明快に示した（Постановление, 2005, п. 9）。

この決定の実効性について、ARTICLE 19の報告書は、次のように指摘する。「2005年決定の後、この原則が適用された判決の数は、かなり増大して、今では、ロシアの法制度において裁判所が最も頻繁に適用する原則である。…しかしながら、これらの原則は、選択的に適用された。例えば、幾人かの裁判官は、ある意見の反論請求を却下しながら、（時には同じ論説内での）別の意見の反論には、判決を下した。このように、裁判所は、事実と意見との区別において、まだ若干の混乱を示している」（ARTICLE 19, pp. 42-43）。

②原告の偏りあるいは公人批判への不寛容

グラスノスチ擁護財団によると、2000年の名誉毀損訴訟の原告のうち、公権力機関の関係者が54.5%と過半数を占めており、私人はわずか18.4%しかいなかった（ФЗГ, 2001）。また、2002年から2006年をカバーするARTICLE 19のデータでも、原告の内訳は、民間の法人25%、私人22%、公人22%、公務員11%、国および地方自治体6%、その他14%となっており、39%は公人と公的機関である（ARTICLE 19, pp. 37-38）。ロシアでは、いわゆる権力者がマスメディアを名誉毀損で提訴するという事例が多く、ここには原告の偏りが見られる。

この点についても、最高裁判所の2005年決定では、「2004年2月12日に欧州評議会閣僚委員会の872回の会議で採択された、マスメディアにおける政治討論の自由に関する宣言の3条と4条に基づいて、政治家と国家の役職者はマスメディアの批判にさらされるべきである」と明快に指針を示した（Постановление, 2005, п. 9）。

しかし、グラスノスチ擁護財団の顧問法律家ヴォロディナは、「われわれの実務では、裁判所がこの原則を無視する場合は、いまだ稀ではない」と指摘している（Володина, с. 26）。また、ARTICLE 19の報告書によると、102件のうち8件（17.8%）だけが、公人批判への寛容の原則を採用したという。「ロシアの地区裁判所は、しばしば公人の地位を考慮に入れるが、このアプローチは、欧州人権裁判所のそれとは根本的に異なっている。地区裁判所は、精神的損害に対する補償を増大するため、そして非難された表現の取消しを課す理由として、ごく普通に原告の公人の地位を考慮に入れている」（ARTICLE 19, p. 38）。

③国家機関の名誉の保護

これは、公人批判への不寛容とも通底する問題であるが、ロシアでは、国家機関、とくに検察庁が、名誉毀損でマスメディアを民事提訴する例が後を絶たない。グラスノスチ擁護財団によると、ロストフ・ナ・ダヌー市では、ロストフ州検察庁が、自分たちを批判した「ドン新聞」編集部とジャーナリストに対して、業務上の評判の保護と損害賠償を求めて提訴し、キーロフ地区裁判所は、この訴えを認めた。裁判所がこの種の訴えを認めるのは、稀ではないという（ФЗГ, 2001）。

この問題に関する議論は、公法人だけに限定せず、法人一般に精神的損害賠償が認められるか

という形で進んだ。この点をめぐって、ロシアの頂点に位置する2つの裁判所が対立した。最高裁判所は、1994年の総会決定10号で、これを肯定した（Постановление, 1994）。これに対して、最高仲裁裁判所は、1998年12月1日の幹部会決定で、法人は肉体的または精神的苦痛を味わえないから、民法151条と152条は、自然人にしか適用できないと、明確に否定した（Постановление ВАС）。フェドートフも、9つの理由をあげて、肯定説は立法者の意思ではないと力説した（Федотов, с. 473-475）。この論点に、最高裁判所の2005年決定は、言及していない。実は、この論点に関しては、2つの草案があったという（Голованов）。この問題については、いまだ対立が残っており、未解決のままである。

④高額な慰謝料

賠償額は、裁判の判決により、個別に決められる（民法151条前段、マスメディア法62条）。その際、裁判所は、「加害者の過失の程度その他考慮すべき事情」と「被害者個人の特性に関わる肉体的および精神的苦痛の程度」を（民法151条後段、1101条2項と1項）、さらに「良識と公平の要請」（民法1101条3項）を考慮しなければならない。

表3によると、訴額の合計に対して請求が認容された総額は、満額回答にほど遠い。4年間の合計で見ると、たったの2.7%にすぎない。しかし、その実額は、平均すると、認容された訴訟1件あたり15万574ルーブルとなり、これは、この期間の平均最低賃金月額額の187倍（15年7ヶ月分）に相当する。ある論者は、「名誉毀損により引き起こされた精神的損害の金銭賠償のメカニズムは、独立マスメディアに対しては、一種の『財政的な絞め紐（Финансовая удавка）』として、たびたび利用されている」と指摘している（Кудрявцев）。報道の自由と人格権との均衡をとることは、名誉毀損とそれに課せられる賠償金との均衡の問題でもある。したがって、賠償額が不相応に大きくなると、それはマスメディアに対しては、「萎縮効果」として働くことになる。

表3 マスメディア訴訟の賠償額

年	提訴件数	提訴総額 万ルーブル	平均提訴額 (万ルーブル)	認容件数	認容総額 万ルーブル	認容率比率 (%)	平均賠償額 (万ルーブル)	平均賠償額 (最低賃金の倍数)	最低賃金月額 (ルーブル)
2004	373	31874.7581	85.4551	115	2078.4111	6.5	18.0731	301	600
2005	382	90318.4230	236.4356	161	535.0692	0.6	3.3234	46	720
2006	299	88489.2287	295.9505	80	3362.8000	3.8	42.0350	525	800
2007	220	20927.9503	95.1270	64	347.8355	1.7	5.4349	49	1100
計	1274	231610.3601	181.7977	420	6324.1158	2.7	15.0574	187	平均 805

出典:ФЗГФонд Защита Гласности,Материалы мониторинга.
太字は出典文献からのデータで、他のデータはそこから筆者が加工したものである。

この問題について、最高裁判所の2005年決定は、①考慮事由として、刊行物の性格と内容、疑わしい情報の流布の程度をあげ、この場合、請求される精神的損害の賠償額は、もたらされた損害と釣り合いがとれていなければならず、大量情報の自由の制限をもたらしはならないこと、②編集部が反論を自発的に掲載していた場合、精神的損害賠償額の確定の際に考慮することなどを指摘し（Постановление, 2005, п. 15）、マスメディア側に配慮した。

しかし、ヴォロディナは、この決定にもかかわらず、「原告、とくに政治家と権力機構の代表者の食欲は、ただ増大するばかりで、裁判所は、マスメディアにとっても大きな金額を支払う義務

を負わせる判決を、たびたび下している」と指摘している（Володина, с. 26）。

賠償額の算定が裁判官の裁量の名の下で実際には恣意的になるのを避けるためには、一定の客観的な指標が必要になる。その試みが、エルデレフスキーの「精神的損害賠償額の一覧表案」である。これは、刑法典に準じて、標準賠償額を最低賃金額の倍数で示したもので、61種類の権利侵害の場合が提案されている。このうち、虚偽の毀損情報の流布が24倍、マスメディアによる虚偽の毀損情報の流布が36倍と設定されている。同じ36倍に設定されているのは、消費者の財産権の侵害や性病の伝染があげられている（Эрделевский, 2007, с. 210-212）。この標準賠償額を基礎に、さらに考慮すべき要素を加味して、算出式を提案している⁶。この案では、マスメディアによる名誉毀損は最低賃金の36倍に設定されているが、実際には、平均187倍であった。ロシアの名誉の値段は、高価である。

西欧で発展してきた名誉毀損に対する慰謝料制度は、等価的補填を前提にした補償機能を基礎としながらも、この論理だけでは納得しがたい部分を満足機能と懲罰機能で説明してきたと言える。ところが、ロシアの名誉毀損に対する慰謝料制度は、ペレストロイカ期に導入された時から、人格権の保護よりもマスメディア規制を目的としてきた。現在のこの制度の特徴を機能から観察するとき、この点は変わっていないと言ってよいであろう。すなわち、ロシアのマスメディアによる名誉毀損に対する慰謝料制度は、この制度の本来の基幹部分である補償機能よりも、懲罰機能が突出した、西欧とはかなり異質なものになっているのである。

おわりに

ロシアのマスメディアによる名誉毀損に対する慰謝料制度の特徴は、突出した懲罰機能にあり、ロシアでは、いまだに等価的補填を前提にした制度になっていない。したがって、先のソヴェエト的通説は、ロシアでは前提が成立していないため、正しいとは言えない。また、資本主義への体制転換が起きたから慰謝料制度が導入されたという説も、ロシアの実情からすれば、制度の機能を無視した、いささか安易な類推にすぎない。もっとも、本稿は対象をマスメディアに限定しているため、ロシアの慰謝料制度全般に、この結論が当てはまるということまで、主張するわけではない。それでも、ソ連末期の慰謝料制度がマスメディア規制のために導入されたという、この国特有の経路依存性が、他の慰謝料制度にもながしかの影響を及ぼしていることが懸念される。

最後に、今後の見通しについて触れておきたい。ARTICLE 19の報告書は、ロシアの名誉毀損制度に対して改革の勧告をしている。本稿に直接関係するのは、次の提案である。①公共関心事については、事実に関する陳述が虚偽であるという坭証責任を原告に負わせるように、民法152条1項を修正する、②公共関心事に関する陳述が虚偽であることが証明された場合でも、被告が分別ある行動をしたのなら、責任を負わないように、分別ある出版物を擁護する規定を、民法に加える；このルールが意味することは、公人が通常人よりもより幅広い批判に寛容であると期待されているということ进行を明らかにすべきである、③公的機関は、民事の名誉毀損訴訟を提起でき

ないようにすべきである、④名誉毀損法は、意見の陳述ではなく、何者かの評価を低める事実の明示的な陳述に関わる場合にだけ適用されるべきである、⑤民法151条、152条は、金銭賠償よりも非金銭的な救済策を優先させるように、訂正されるべきである（ARTICLE 19, p. 75）。

②の後段は公人批判への寛容の原則であり、④は公正論評の法理であり、いずれも、欧米や日本で認められている原則である。しかし、その他は、かなり大胆な提案となっている。①は、坭証責任の転換を求める。②の前段は、相当性の法理に類似しているが、坭証責任の転換のため、被告が摘示された事実を真実であると証明できない場合どころか、原告が陳述を虚偽であると証明した場合でも、被告を免責する。③と⑤は、ロシアの実情を念頭に置いた提案である。これらは、ロシアの特異な実態をふまえた上での、あくまでもロシア向けの勧告である。

ここで前提になっているのは、マスメディアに掲載される記事が、公共の関心事や公益目的であるということ、すなわち、公共性に関わる問題であるということである。体制移行国が、社会主義の下での国家的公共性の独占状態から解放されたにもかかわらず、市民的公共性の構築に失敗している限り、本稿が検討した名誉毀損に対する損害賠償制度は、国家の権力者や社会の有力者に都合のいい制度のまま温存されてしまうであろう。それは、報道の自由にも、人格権の尊重にも、つながらない道である。市民的公共性の構築に寄与するのも、ほかならぬマスメディアの役割の一つである。

【参考文献】

- Будякова, Т. П., Извменение как форма компенсации морального вреда в истории Российского государства и права, «Государство и право», 2004, No. 1 .
- Володина, А. Н., Применение судами стати 10 Европейской конвенции и принципов, выработанных Европейским Судом по правам человека при рассмотрении дел о защите чести и достоинства граждан, а также деловой репутации граждан и юридических лиц, «Российская Юстиция», 2006, No. 10.
- Голованов, Д., Новая редакция Постановления Пленума Верховного Суда по делам о защите чести, достоинства граждан и деловой репутации: прорывы, удачи и неработки, «Законодательство и практика масс-медиа», 2005, No. 3 .
- Кнышев, В., Вопросы защиты чести и достоинства в практике Верховного Суда РФ, «Законодательство и практика средств массовой информации», 1997, No. 12.
- Кудрявцев, М., Честь, достоинство и деловая репутация на весах Российской фемиды, «Законодательство и практика масс-медиа», 2005, No. 10.
- Постановление Президиума Высшего Арбитражного Суда Российской Федерации от 1 декабря 1998 г. No.813/98, «Вестник Высшего Арбитражного Суда РФ», 1992, No. 2 .
- Постановление Пленума Верховного Суда Российской Федерации No. 11 от 18 08 1992.
- Постановление Пленума Верховного Суда Российской Федерации No. 10 от 20 12 1994.
- Постановление Пленума Верховного Суда Российской Федерации No. 3 от 24 02 2005.

Потапенко, С., Судебная практика Верховного Суда Российской Федерации по спорам о защите чести и достоинства, «Законодательство и практика масс-медиа», 2004, No. 5 .

«Российская Юстиция» 誌上での論争；

Поляков, С., Свобода мнения и защита чести, 1997, No. 4 .

Эрделевский, А., Утверждение о факте и выражение мнения, 1997, No. 6 .

Грось, Л., Еще раз о свободе мнения и защита чести, 1998, No. 9 .

Потапенко, С., Факты и мнения в делах о защите чести, 2001, No. 7 .

Федотов, М. А., Право массовой информации в Российской Федерации. М., 2002.

ФЗГ: Фонд Защиты Гласности, Материалы мониторинга.

<http://www.gdf.ru/monitor/index.shtml>

ФЗГ: Фонд Защиты Гласности, Гласность 2000, Доклад, комментарии, очерки, М., 2001.

<http://www.gdf.ru/books/books/2000/index.shtml>

Шахназаров, Г., Бесспорное и спорное, «Журналист», 1990, No. 1 .

Эрделевский, А. М., Компенсация морального вреда (3-е), М., 2007.

ARTICLE 19 (ed.), The Cost of Reputation. Defamation Law and Practice in Russia, London, 2007.

<http://www.article19.org/pdfs/publications/russia-defamation-rpt.pdf>

Krug, Peter, Civil Defamation Law and the Press in Russia, 1 ~ 2, «Cardozo Arts & Entertainment Law Journal», Volume 13, Issue 3, Volume 14, Issue 2, 1996.

Honouring of Obligations and Commitments by the Russian Federation, Doc. 10568, 2005.

<http://assembly.coe.int/main.asp?link=http://assembly.coe.int/Documents/WorkingDocs/Doc05/EDOC10568.htm>

五十嵐清『人格権法概説』有斐閣、2003年。

稲子恒夫「ソビエト（人格権の比較法的研究）」『比較法研究』24号、1963年。

宇田川幸則「中国における精神損害に対する金銭賠償をめぐる法と実務(1)~(3)」『北大法学論集』47巻4号、同5号、48巻2号、1996-1997年。

大江泰一郎「ソ連（慰謝料の比較法的研究）」『比較法研究』44号、1982年。

直川誠蔵「ソビエト民法と精神的損害の賠償」『比較法学』22巻1号、1988年。

注

- (1) 自然環境保全法（1991年12月19日）、マスメディア法（1991年12月27日）、消費者保護法（1992年2月7日）、雇用者損害賠償規則（1992年12月24日、最高裁判所決定）、軍人地位法（1993年1月22日）などである（Эрделевский, 2007, с. 87）。
- (2) グラスノスチ擁護財団は、1991年に結成され、旧ソ連地域のマスメディアを支援しているロシアの人権団体である。マスメディアに関するモニタリング調査を行い、その結果を月例で公表している。ただし、財団が把握している事例は、実際の訴訟件数の数十分の一にすぎない。

- (3) ARTICLE 19は、世界人権宣言19条にちなんで、1987年にロンドンで設立された、表現の自由と情報の自由を擁護し促進する国際人権団体である。ロシアの名誉毀損報告書で利用されているデータは、ヴォロネジ市を中心に中央黒土地帯で活動する「マスメディア権利擁護センター」と、ニジニ・ノヴゴロド、エカテリンブルグ、モスクワの法律家集団が、2002年から2006年までに、17地域の通常裁判所と仲裁裁判所から収集した102件の裁判例である。
- (4) 欧州評議会議員会議の2005年のロシア報告書には、名誉毀損訴訟が年間8000から10000件程度との記述があるが、根拠が不明である (Honouring, point 389)。
- (5) ARTICLE 19の報告書では、102件のうち、8件(7.8%)が認容、46件(45.1%)が一部認容、48件(47.1%)が棄却となっており、他の2つの資料より高い棄却率が報告されている (ARTICLE 19, p. 35)。
- (6) $D = d \times f_v \times i \times c \times (1 - f_s)$ D =実際の精神的損害賠償額; d =一覧表の金額; f_v =加害者の責任の程度 ($0 < f_v \leq 1$); i =被害者の個別の特殊性の係数 ($0 < i \leq 2$); c =注目に値する事実状況の考慮の係数 ($0 < c \leq 2$); f_s =被害者の責任の程度 ($0 \leq f_s < 1$) (Эрделевский, 2007, с. 214)。ただし、程度や係数に0を含むかのように読める表記だったので、筆者の判断で訂正してある。